

改正

平成18年1月19日教委規則第13号

平成18年3月30日教委規則第15号

平成20年4月14日教委規則第9号

平成23年3月30日教委規則第3号

平成26年3月27日教委規則第4号

平成27年3月27日教委規則第8号

平成31年3月28日教委規則第7号

令和元年10月17日教委規則第14号

令和元年12月23日教委規則第21号

令和3年3月29日教委規則第1号

旭川市科学館条例施行規則

旭川市青少年科学館条例施行規則（平成12年旭川市教育委員会規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 旭川市科学館（以下「科学館」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後5時まで（観覧のための入館は、午後4時30分まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することがある。

（休館日）

第3条 科学館の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日を経過した最初の日）
- (2) 毎月末日（12月を除く。）及び12月29日（これらの日が前号に掲げる日、日曜日、土曜日又は休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、休日等及び次号に掲げる日以外で当該月において末日に最も近い日）

(3) 12月30日から翌年の1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することがある。

(観覧券の交付)

第4条 委員会は、科学館の常設展示室又はプラネタリウムを観覧しようとする者に、観覧券を交付するものとする。

2 前項の規定により観覧券の交付を受けた者（以下「観覧者」という。）が、常設展示室又はプラネタリウムを観覧しようとするときは、観覧券を提示するものとする。

3 観覧者は、観覧券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 観覧券は、再発行しない。

(パスポート)

第5条 委員会は、条例別表第1に規定する1年の単独の観覧料を徴収したときは、当該観覧料を納入した者に科学館パスポートを、1年の共通アの観覧料及び旭川市大雪クリスタルホール条例（平成5年旭川市条例第1号）別表第1に規定する1年の共通ウの観覧料を徴収したときは、当該観覧料を納入した者に博物館・科学館共通パスポートを、1年の共通イの観覧料及び旭川市旭山動物園条例（昭和42年旭川市条例第21号）別表に規定する1年の共通の入園料を徴収したときは、当該観覧料及び入園料を納入した者に動物園・科学館共通パスポートを交付するものとする。

2 前項の規定により科学館パスポートの交付を受けた者、同項又は旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則（平成5年旭川市教育委員会規則第15号）の規定により博物館・科学館共通パスポートの交付を受けた者及び同項又は旭川市旭山動物園規則（昭和42年旭川市規則第16号）の規定により動物園・科学館共通パスポートの交付を受けた者（以下「パスポート観覧者」という。）が、常設展示室又はプラネタリウムを観覧しようとするときは、科学館パスポート、博物館・科学館共通パスポート又は動物園・科学館共通パスポート（以下「パスポート」という。）を提示するものとする。

3 前項の規定によるパスポートの提示がないときは、第1項の規定による科学館パスポートの交付、同項若しくは旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の規定による博物館・科学館共通パスポートの交付又は同項若しくは旭川市旭山動物園規則の規定による動物園・科学館共通パスポートの交付を受けていないものとみなす。

4 パスポート観覧者は、パスポートを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 パスポートは、再発行しない。

(観覧料の減額又は免除)

第6条 条例第4条第3項に規定する観覧料の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本市並びに上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町に居住する70歳以上の者が観覧する場合であつて、条例別表第1に規定する次の観覧料を徴収するとき。 減額

ア 個人で常設展示室を観覧する場合の1日の単独の観覧料

イ 個人でプラネタリウムを観覧する場合の1回の単独の観覧料

ウ 個人で常設展示室及びプラネタリウムを観覧する場合の1日（プラネタリウムは、1回）の単独の観覧料

(2) その他委員会が特に必要と認めたとき。 減額又は免除

(使用の承認)

第7条 条例第3条第1項前段の規定による承認を受けようとする者は、旭川市科学館使用申請書（様式第1号）を委員会に提出し、旭川市科学館使用承認書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 委員会は、科学館の設置目的に沿った用に供すると認められるときに前項の承認をするものとする。ただし、特別展示室、学習・研修室に限り、科学館の運営に支障のない範囲で承認をすることができる。

(使用の不承認等)

第8条 条例第3条第3項に規定する使用を不相当と認めたときとは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めたとき。

(3) 科学館の管理運営上支障があると認めたとき。

(4) 建物、附属設備等を破損するおそれがあるとき。

(5) 商品の販売、宣伝、販売促進等を主たる使用目的とするものであると認めたとき。

(6) その他委員会が使用を不相当と認めたとき。

(使用の取消し等の承認)

第9条 第7条第1項の規定により使用承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が条例第3条第1項後段の規定による承認を受けようとするときは、旭川市科学館使用取消・変更申

請書（様式第3号）に使用承認書を添えて委員会に提出し、旭川市科学館使用取消・変更承認書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

（使用料の納入）

第10条 使用料は、使用の承認を受けたときに納入しなければならない。

2 条例第4条第2項ただし書に規定する委員会が特別の理由があると認めたときとは、次の各号に掲げるときとする。

- （1） 国，地方公共団体又はこれに準ずる団体が使用するとき。
- （2） 委員会が参画している団体等が使用するとき。
- （3） 委員会が共催する事業のために使用するとき。
- （4） その他委員会が特に必要と認めたとき。

3 前条の規定により使用の内容の変更を承認した場合において、既納の使用料に過不足を生じるときは、科学館を使用した日に精算するものとする。

（使用料の減免）

第11条 条例第4条第3項の規定により使用料の減額又は免除ができる場合は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 科学館の設置目的に沿った用に供する場合であつて、入場料等を徴収しないとき。 免除
- （2） 委員会が特にその必要を認めたとき。 減額又は免除

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市科学館使用料減免申請書（様式第5号）を委員会に提出し、旭川市科学館使用料減免承認書（様式第6号）の交付を受けなければならない。

（冷暖房料）

第12条 条例別表第2に基づく冷暖房料の額は、別表のとおりとする。

2 冷暖房料の徴収期間は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 冷房料 7月1日から8月31日まで
- （2） 暖房料 11月1日から翌年の4月30日まで

（観覧料等の還付）

第13条 条例第5条ただし書の規定により還付する観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の額は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 条例第5条第1号に該当するとき。 既納の観覧料等の全額
- （2） 条例第5条第2号に該当するとき。 既納の観覧料等の全額又は5割に相当する額

(3) 使用日の前日までに条例第3条第1項後段の規定による使用の取消しの承認を受けたとき。
既納の使用料の5割に相当する額

(観覧者等の遵守事項)

第14条 観覧者及び使用者（以下「観覧者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 科学館の施設、附属設備、器具、展示品等を毀損し、又は汚損しないこと。

(2) 危険物を持ち込まないこと。

2 観覧者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

(1) 広告その他これに類するものを掲示すること。

(2) 物品の販売又は寄附の募集をすること。

(3) 動物を持ち込むこと。

(4) 火気を持ち込み、又は使用すること。

(破損等の届出及び損害賠償)

第15条 観覧者等は、科学館の施設、附属設備、器具、展示品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに破損（滅失）届（様式第7号）により委員会に届け出なければならない。

2 委員会が前項の規定によりその損害を認めるときは、観覧者等は、委員会の定めるところに従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第16条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を断り、又は退館させることがある。

(1) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者

(2) 適当な保護者又は付添人のいない幼児

(3) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者

(4) その他科学館の管理上支障があると認められる者

(協議会の会長及び副会長)

第17条 条例第7条第1項の規定による旭川市科学館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

(協議会の会議)

第18条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(職員)

第19条 科学館に館長を置く。

2 科学館に主幹、副館長、主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第20条 館長は、上司の命を受けて館務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受けて主幹の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 副館長は、館長を補佐する。

4 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

5 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(事務分掌)

第21条 科学館は、次の事務を分掌する。

(1) 科学館の運営計画に関すること。

(2) 科学館の観覧及び使用に関すること。

(3) 科学館の展示に関すること。

(4) 科学館の講座、実験実習その他の事業に関すること。

(5) 科学館の調査研究及び資料作成に関すること。

(6) 科学館のプラネタリウム、天文台及び野外自然観察空間に関すること。

(7) 科学館の施設・設備の保守点検及び維持管理に関すること。

(8) 科学館の庶務に関すること。

(9) 公印及び文書管理に関すること。

(10) 協議会に関すること。

(11) その他科学館に関すること。

(名誉館長及び顧問)

第22条 科学館に名誉館長及び顧問を置くことがある。

2 名誉館長及び顧問は、科学館の事業活動に対する指導及び助言を行うほか、各種事業に協力する。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年7月23日から施行する。
- 2 旭川市青少年科学館管理規則（昭和38年旭川市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則（平成18年1月19日教委規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日教委規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月14日教委規則第9号）

- 1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 旭川市博物館協議会規則（平成5年旭川市教育委員会規則第17号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月30日教委規則第3号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市科学館条例施行規則及び旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市科学館条例施行規則及び旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成26年3月27日教委規則第4号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 旭川市博物科学館規則（平成20年旭川市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月27日教委規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日教委規則第7号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月17日教委規則第14号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市科学館条例施行規則の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後の観覧に係る観覧料について適用し、適用日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月23日教委規則第21号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市科学館条例施行規則の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後の観覧に係る観覧料について適用し、適用日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日教委規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

冷暖房料

時間区分	午前	午後	全日
使用区分	9時30分～13時	13時30分～17時	9時30分～17時
特別展示室	1,300円	1,300円	2,600円
学習・研修室	1,100円	1,100円	2,200円

備考

- 1 使用面積が2分の1の場合の冷暖房料は、当該冷暖房料の額の5割に相当する額とする。
- 2 開館時間外に使用する場合の冷暖房料は、午前9時30分以前又は午後5時以降1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、それぞれ午前の区分又は午後の区分の冷暖房料の額の3割に相当する額とする。
- 3 使用料が減額又は免除された場合の冷暖房料は、当該使用料の減額又は免除に応じ、減額又は免除する。
- 4 準備又は原状回復のために使用する場合の冷暖房料は、徴収しない。

旭川市科学館使用申請書

（宛先）旭川市教育委員会

年 月 日

住 所			
団 体 名			
代表者名	電話	—	—
連絡先	電話	—	—

次のとおり申請します。

使用期間	準 備	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分					
	使 用	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分					
	原 状 回 復	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分					
使用施設	<input type="checkbox"/> 特別展示室 （ <input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 2分の1室） <input type="checkbox"/> 学習・研修室 （ <input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 2分の1室） <input type="checkbox"/> その他 （ ）								
使用目的									
使用内容									
入場料等	<input type="checkbox"/> 有 料 （金額 円） <input type="checkbox"/> 無 料								
設備持込	<input type="checkbox"/> 有 （ ） <input type="checkbox"/> 無								
使用料 及び 冷暖房料	区分	使用施設	午 前	午 後	全 日	時間外	使用料計	冷暖房料	小 計
	準備	特別展示室	円	円	円	円	円		円
		学習・研修室	円	円	円	円	円		円
	使用	特別展示室	円	円	円	円	円	円	円
		学習・研修室	円	円	円	円	円	円	円
	原状 回復	特別展示室	円	円	円	円	円		円
		学習・研修室	円	円	円	円	円		円
合 計								円	

注 太線の枠内のみ記入してください。

使用内容が詳細に分かる資料を添付してください。

旭川市科学館使用承認書

年 月 日

住 所
団 体 名
代 表 者 名 様
連 絡 先

旭川市教育委員会 印

次のとおり承認します。

	準 備	年 月 日 時 分～	月 日 時 分						
使用期間	使 用	年 月 日 時 分～	月 日 時 分						
	原 状 回 復	年 月 日 時 分～	月 日 時 分						
使用施設	<input type="checkbox"/> 特別展示室（ <input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 2分の1室） <input type="checkbox"/> 学習・研修室（ <input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 2分の1室） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
使用目的									
使用内容									
入場料等	<input type="checkbox"/> 有 料（金額 円） <input type="checkbox"/> 無 料								
設備持込	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無								
使用料 及び 冷暖房料	区分	使用施設	午 前	午 後	全 日	時 間 外	使用料計	冷暖房料	小 計
	準備	特別展示室	円	円	円	円	円		円
		学習・研修室	円	円	円	円	円		円
	使用	特別展示室	円	円	円	円	円	円	円
		学習・研修室	円	円	円	円	円	円	円
	原状 回復	特別展示室	円	円	円	円	円		円
		学習・研修室	円	円	円	円	円		円
	合 計								円

旭川市科学館使用取消・変更申請書

(宛先) 旭川市教育委員会		年 月 日	
住 所			
団 体 名			
代 表 者 名		電 話	— —
連 絡 先		電 話	— —

次のとおり申請します。

使用承認年月日		年 月 日
取消・変更の別		<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 変更
変更の内容	変更前	
	変更後	
取消又は変更の理由		

注 使用承認書を添付してください。

旭川市科学館使用取消・変更承認書

年 月 日

住 所	
回 体 名	
代 表 者 名	様
連 絡 先	
旭川市教育委員会 印	

次のとおり承認します。

使用承認年月日	年 月 日	
取消・変更の別	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 変更	
変更の内容	変更前	
	変更後	
取消又は変更の理由		
還付額・不足額	使 用 料	円
	冷 暖 房 料	円
	合 計	円

旭川市科学館使用料減免申請書

(宛先) 旭川市教育委員会		年	月	日
住 所				
団 体 名				
代 表 者 名		電 話	—	—
連 絡 先		電 話	—	—

次のとおり申請します。

使 用 期 間	年 月 日～ 月 日
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 特別展示室 (<input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 2分の1室) <input type="checkbox"/> 学習・研修室 (<input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 2分の1室)
使 用 目 的	
使用承認年月日	年 月 日
減免申請の理由	

旭川市科学館使用料減免承認書

年 月 日

住 所
回 体 名
代 表 者 名 様
連 絡 先

旭川市教育委員会 印

次のとおり承認します。

使用期間	年 月 日～ 月 日		
使用施設	<input type="checkbox"/> 特別展示室 （ <input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 2分の1室） <input type="checkbox"/> 学習・研修室 （ <input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 2分の1室）		
使用目的			
使用承認年月日	年 月 日		
減免申請の理由			
決定区分	<input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 認めない		
減免区分	<input type="checkbox"/> 免除（ ） <input type="checkbox"/> 減額（ ）		
減免の理由			
使用料	減免前の使用料	減 免 額	減免後の使用料
	円	円	円

破 損 （滅 失） 届

(宛先) 旭川市教育委員会		年	月	日
住 所				
団 体 名				
代 表 者 名		電 話	—	—
連 絡 先		電 話	—	—

次のとおり届け出ます。

観覧・使用年月日	年	月	日～	月	日
観覧・使用目的					
破損（滅失）日時	年	月	日（	曜日）	時 分
破損（滅失）の箇所 物件及び内容					
破損（滅失）の 原因及び経緯					
その他特記事項					
処理結果及び年月日					

注 太枠内のみ記入してください。